

池田市国民保護計画新旧対照表（案）

（令和 7 年度変更）

令和 7 年 10 月

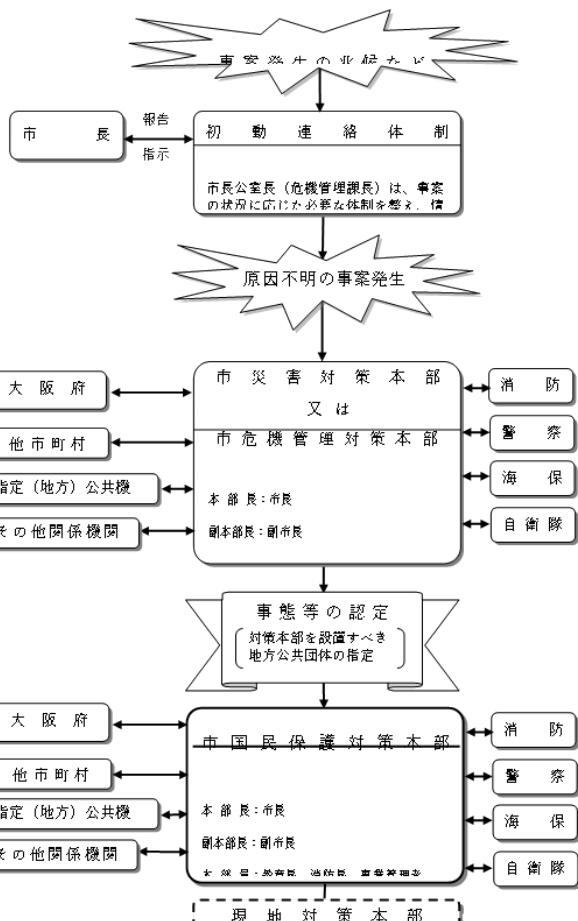
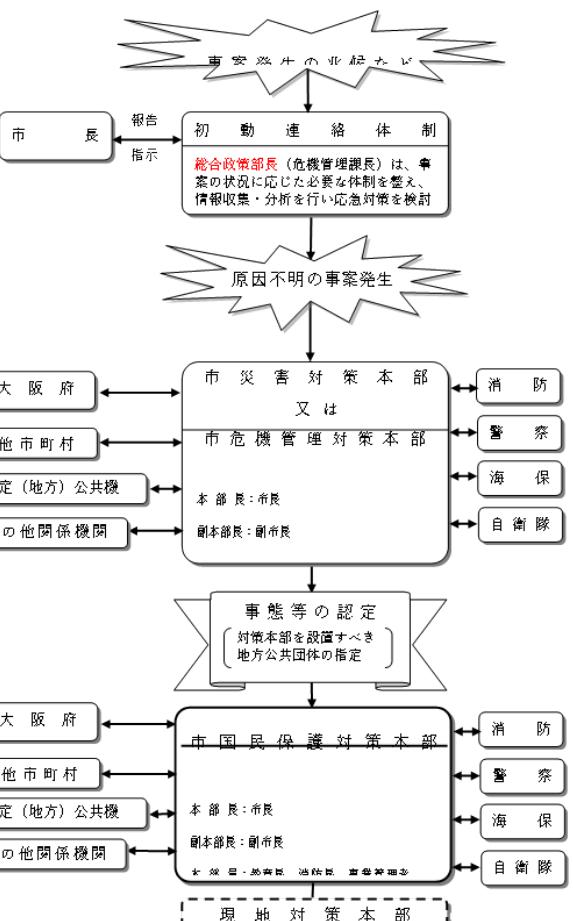
新旧対照表

現行(平成30年度変更)	改正案	備考														
<p>第1編 第3章 第2節</p> <p>3 指定(地方)公共機関</p> <table border="1"> <tr> <td>機関の名称</td><td>事務又は業務の大綱</td></tr> <tr> <td>水道用水供給事業者</td><td>1 水の安定的な供給</td></tr> <tr> <td>工業用水道事業者</td><td></td></tr> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	水道用水供給事業者	1 水の安定的な供給	工業用水道事業者		<p>第1編 第3章 第2節</p> <p>3 指定(地方)公共機関</p> <table border="1"> <tr> <td>機関の名称</td><td>事務又は業務の大綱</td></tr> <tr> <td>水道用水供給事業者</td><td>1 水の安定的な供給</td></tr> <tr> <td>工業用水道事業者</td><td></td></tr> <tr> <td>水道事業者</td><td></td></tr> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	水道用水供給事業者	1 水の安定的な供給	工業用水道事業者		水道事業者		p 17 ⑦ 記載漏れの是正
機関の名称	事務又は業務の大綱															
水道用水供給事業者	1 水の安定的な供給															
工業用水道事業者																
機関の名称	事務又は業務の大綱															
水道用水供給事業者	1 水の安定的な供給															
工業用水道事業者																
水道事業者																
<p>第1編 第3章 第2節</p> <p>3 指定(地方)公共機関</p> <table border="1"> <tr> <td>機関の名称</td><td>事務又は業務の大綱</td></tr> <tr> <td>郵便事業者</td><td>1 郵便の確保</td></tr> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	郵便事業者	1 郵便の確保	<p>第1編 第3章 第2節</p> <p>3 指定(地方)公共機関</p> <table border="1"> <tr> <td>機関の名称</td><td>事務又は業務の大綱</td></tr> <tr> <td>郵便事業を営む者</td><td>1 郵便の確保</td></tr> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	郵便事業を営む者	1 郵便の確保	p 17 ⑦ 国の基本指針の用語使用との整合						
機関の名称	事務又は業務の大綱															
郵便事業者	1 郵便の確保															
機関の名称	事務又は業務の大綱															
郵便事業を営む者	1 郵便の確保															
<p>第1編 第4章 第3節</p> <p>1 常住人口(平成28年3月31日現在)</p> <p>池田市の人口は、102,661人であり、男性は、49,300人、女性は、53,361人である。年令別では、15歳未満は、13,494人、15歳から65歳未満は、62,432人、65歳以上は26,735人である。</p> <p>2 昼間人口(平成22年10月1日現在)</p> <p>池田市の昼間人口は、97,397人であり、夜間人口100人当たりの昼間人口率は、93.4%である。</p> <p>3 在留外国人数(平成28年3月31日現在)</p> <p>池田市の外国人登録者数は、1,370人であり、男性は、614人、女性は、756人である。国籍別に見ると、最も多いのは、韓国・朝鮮で、592人、ついで中国の342人となっている。</p>	<p>第1編 第4章 第3節</p> <p>1 常住人口(令和2年度国勢調査(令和2年10月1日現在))</p> <p>池田市の人口は、104,993人であり、男性は、49,992人、女性は、55,001人である。年令別では、15歳未満は、12,850人、15歳から65歳未満は、63,586人、65歳以上は28,557人である。</p> <p>市の世帯数は、48,542世帯であり、うち65歳以上の単独世帯は、5,841世帯である。</p> <p>2 昼間人口(令和2年度国勢調査(令和2年10月1日現在))</p> <p>池田市の昼間人口は、95,189人であり、昼夜間人口比率は、90.7%である。</p> <p>3 在留外国人数(在留外国人統計(令和6年12月))</p> <p>池田市の在留外国人数は、2,197人であり、国籍別に見ると、多い順に、中国602人、韓国484人、ベトナム450人、ネパール265人、インドネシア158人となっている。</p>	p 19 ① データを更新 避難誘導に有効な数値を記載														

新旧対照表

現行(平成30年度変更)	改正案	備考
第1編 第4章 第4節 道路 池田市には中国自動車道、国道171号(以下略)	第1編 第4章 第4節 道路 池田市には中国自動車道、 新名神高速道路 、国道171号(以下略)	p 19 (5) 経年変化の反映 (平成30年3月開通)
第1編 第4章 第5節 2 空港 池田市南側には豊中市、伊丹市の3市にまたがる国土交通省管轄の 大阪国際空港(第1種)があり、常時多くの乗客が利用している。	第1編 第4章 第5節 2 空港 池田市南側には豊中市、伊丹市の3市にまたがる 拠点空港(会社管理空港) である 大阪国際空港 があり、常時多くの乗客が利用している。	p 19 (2) 経年変化の反映 (2008年空港法改正)
第1編 第5章 第1節 2 各事態類型の特徴と留意点 (4) 航空攻撃 オ 避難、救援、災害対処に係る留意点 (略) 広範囲に実施する必要がある。生活関連等施設に対する 攻撃のおそれがある場合には、施設の安全確保、武力攻撃災害の 発生、拡大の防止等を実施する必要がある。	第1編 第5章 第1節 2 各事態類型の特徴と留意点 (4) 航空攻撃 オ 避難、救援、災害対処に係る留意点 (略) 広範囲に実施する必要があり、当初は、近傍のコンクリ ート造等の堅ろうな施設や地下街等の地下施設などへ屋内避難 させ、攻撃後に、被害状況を迅速に把握した上で、事態の推移、 被害の状況等に応じ、他の安全な地域へ避難させる必要がある。	p 23 (6) 大阪府修正(H30)の反 映漏れの是正
第2編 第1章 第1節 1 市の実施体制 (2) 原因不明の事案が発生した場合 ア 初動連絡体制 多数の死傷者や建造物の破壊等の事案が発生する兆候などの情 報を入手した場合、市長公室長(危機管理課長)は直ちに市長へ 報告し、(以下略)	第2編 第1章 第1節 1 市の実施体制 (2) 原因不明の事案が発生した場合 ア 初動連絡体制 多数の死傷者や建造物の破壊等の事案が発生する兆候などの情 報を入手した場合、 総合政策部長 (危機管理課長)は直ちに市長 へ報告し、(以下略)	p 36 (4) 組織改編の反映

新旧対照表

現行(平成30年度変更)	改正案	備考
<p>第2編 第1章 第1節</p> <p>1 市の実施体制</p> <p>(2) 原因不明の事案が発生した場合</p>  <p>東京灣冲の北起火</p> <p>市長 → 初動連絡体制</p> <p>市長公室長(危機管理体制課長)は、事案の状況に応じて必要な体制を整え、情報収集・分析を行い、応急対策を検討</p> <p>原因不明の事案発生</p> <p>市長 → 初動連絡体制</p> <p>総合政策部長(危機管理体制課長)は、事案の状況に応じて必要な体制を整え、情報収集・分析を行い、応急対策を検討</p> <p>原因不明の事案発生</p> <p>大阪府 ← 市災害対策本部 他市町村 ← 市危機管理体制本部 指定(地方)公共機関 ← 本部長:市長 その他関係機関 ← 副本部長:副市長</p> <p>消防 警察 海保 自衛隊</p> <p>事態等の認定 対策本部を設置すべき 地方公共団体の指定</p> <p>大阪府 ← 市国民保護対策本部 他市町村 ← 市危機管理体制本部 指定(地方)公共機関 ← 本部長:市長 その他関係機関 ← 副本部長:副市長</p> <p>消防 警察 海保 自衛隊</p> <p>女性・児童・被災者・高齢者等の 避難・救護・生活必需品の配給等の 事務</p> <p>現地対策本部</p>	<p>第2編 第1章 第1節</p> <p>1 市の実施体制</p> <p>(2) 原因不明の事案が発生した場合</p>  <p>東京灣冲の北起火</p> <p>市長 → 初動連絡体制</p> <p>総合政策部長(危機管理体制課長)は、事案の状況に応じて必要な体制を整え、情報収集・分析を行い、応急対策を検討</p> <p>原因不明の事案発生</p> <p>大阪府 ← 市災害対策本部 他市町村 ← 市危機管理体制本部 指定(地方)公共機関 ← 本部長:市長 その他関係機関 ← 副本部長:副市長</p> <p>消防 警察 海保 自衛隊</p> <p>事態等の認定 対策本部を設置すべき 地方公共団体の指定</p> <p>大阪府 ← 市国民保護対策本部 他市町村 ← 市危機管理体制本部 指定(地方)公共機関 ← 本部長:市長 その他関係機関 ← 副本部長:副市長</p> <p>消防 警察 海保 自衛隊</p> <p>女性・児童・被災者・高齢者等の 避難・救護・生活必需品の配給等の 事務</p> <p>現地対策本部</p>	<p>p 38</p> <p>④ 組織改編の反映</p>

新旧対照表

現行(平成30年度変更)	改正案	備考
第2編 第1章 第2節 1 池田市国民保護対策本部の設置 (3) 対策本部の開設手順等 ア 市長公室長(危機管理課長)は、市対策本部員等に対し連絡網に基づき、参集するよう連絡する。 イ (略) ウ 市対策本部の開設 (ア) 市長公室長(危機管理課長)は、池田市役所庁舎に市対策本部を開設するとともに、(以下略)	第2編 第1章 第2節 1 池田市国民保護対策本部の設置 (3) 対策本部の開設手順等 ア 総合政策部長 (危機管理課長)は、市対策本部員等に対し連絡網に基づき、参集するよう連絡する。 イ (略) ウ 市対策本部の開設 (ア) 総合政策部長 (危機管理課長)は、池田市役所庁舎に市対策本部を開設するとともに、(以下略)	p 4 0 (4) 組織改編の反映 p 4 1
第2編 第1章 第2節 4 初動連絡体制会議の開催 多数の死傷者や建造物の破壊等の事案が発生する兆候などの情報を入手した場合、市長公室長(危機管理課長)は、関係部課長を招集して会議を開催し、情報の収集・分析や応急対策の検討を行う。(略) (1) 初動連絡体制の組織 初動連絡体制は、市長公室長(危機管理課長)を中心に、既存の防災・危機管理組織のメンバーで構成するなどして、組織する。	第2編 第1章 第2節 4 初動連絡体制会議の開催 多数の死傷者や建造物の破壊等の事案が発生する兆候などの情報を入手した場合、 総合政策部長 (危機管理課長)は、関係部課長を招集して会議を開催し、情報の収集・分析や応急対策の検討を行う。(略) (1) 初動連絡体制の組織 初動連絡体制は、 総合政策部長 (危機管理課長)を中心に、既存の防災・危機管理組織のメンバーで構成するなどして、組織する。	p 4 2 (4) 組織改編の反映
第2編 第2章 第1節 1 警報 (2) 伝達・通知先 (略) その内容を住民及び関係のある公私の団体(消防団、 自治会 、社会福祉協議会、農業協同組合、商工会議所、青年会議所、自主防災組織、病院、学校など)に伝達するとともに、(以下略)	第2編 第2章 第1節 1 警報 (2) 伝達・通知先 (略) その内容を住民及び関係のある公私の団体(自治会及び町内会 (以下「 自治会等 」という。)、消防団、社会福祉協議会、農業協同組合、商工会議所、青年会議所、自主防災組織、病院、学校など)に伝達するとともに、(以下略)	p 4 7 (7) 正確な用語の使用

新旧対照表

現行(平成30年度変更)	改正案	備考
<p>第2編 第2章 第1節</p> <p>1 警報</p> <p>(3) 伝達・通知方法</p> <p>イ (略) 消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、(以下略)</p>	<p>第2編 第2章 第1節</p> <p>1 警報</p> <p>(3) 伝達・通知方法</p> <p>イ (略) 消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会等や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、(以下略)</p>	p 49 ⑦ 正確な用語の使用
<p>第2編 第2章 第3節</p> <p>2 避難実施要領の作成</p> <p>(1) 避難実施要領の作成</p> <p>(略)</p> <p>なお、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなどして、避難実施要領を作成する。</p>	<p>第2編 第2章 第3節</p> <p>2 避難実施要領の作成</p> <p>(1) 避難実施要領の作成</p> <p>(略)</p> <p>なお、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、記載事項を最小限にした様式にして避難実施要領を作成する。</p>	p 56 ⑦ 現状への整合
<p>第2編 第3章 第1節</p> <p>3 救援の内容</p> <p>(3) 食品の給与、飲料水の供給、生活必需品の給与・貸与</p> <p>ア 飲料水の供給</p> <p>市は、大阪広域水道震災対策中央本部を通じて、府の要請を受け、給水活動を円滑に実施するため、次の措置を講ずる。</p> <p>i 浄水池、配水池等の給水拠点での給水の実施</p> <p>(中略)</p> <p>vii パック水・缶詰水の配布</p>	<p>第2編 第3章 第1節</p> <p>3 救援の内容</p> <p>(3) 食品の給与、飲料水の供給、生活必需品の給与・貸与</p> <p>ア 飲料水の供給</p> <p>市は、大阪府水道災害調整本部を通じて、府の要請を受け、給水活動を円滑に実施するため、次の措置を講ずる。</p> <p>i 浄水場や配水池の付近及び小学校や病院等の応急給水拠点での給水の実施</p> <p>(中略)</p> <p>vii 災害用備蓄水の配布</p>	p 67 ③ 大阪府修正(R4)の反映 (組織名の変更) ⑦ 正確な表現に修正 p 68 ⑦ 正確な表現に修正

新旧対照表

現行(平成30年度変更)	改正案	備考																																																																		
<p>第2編 第4章 第3節</p> <p>2 危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止</p> <p>(3) 市長が命ずることができる対象物質と措置内容</p> <p>イ 措置内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">物質の種類と対象範囲 を示す法律</th> <th rowspan="2">措置命令者</th> <th colspan="3">措置</th> </tr> <tr> <th>措置1</th> <th>措置2</th> <th>措置3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑦ 放射性同位元素 (汚染物質含 む。) 【放射線障 害防止法】</td> <td style="text-align: center;">原子力 規制委員会</td> <td style="text-align: center;">第33 条第4 項</td> <td style="text-align: center;">同左</td> <td style="text-align: center;">同左</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑧ 毒薬及び劇薬 【薬事法】</td> <td style="text-align: center;">厚生労働大臣 知事</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="5"> <p>備考</p> <p>(注2) ○は国民保護法第103条第3項、□は同法第106条の規定によって、(以下略)</p> </td> </tr> </tbody> </table>	物質の種類と対象範囲 を示す法律	措置命令者	措置			措置1	措置2	措置3	(略)					⑦ 放射性同位元素 (汚染物質含 む。) 【放射線障 害防止法】	原子力 規制委員会	第33 条第4 項	同左	同左	⑧ 毒薬及び劇薬 【薬事法】	厚生労働大臣 知事	○	○	○	(略)					<p>備考</p> <p>(注2) ○は国民保護法第103条第3項、□は同法第106条の規定によって、(以下略)</p>					<p>第2編 第4章 第3節</p> <p>2 危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止</p> <p>(3) 市長が命ずることができる対象物質と措置内容</p> <p>イ 措置内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">物質の種類と対象範囲を示す法 律</th> <th rowspan="2">措置命令者</th> <th colspan="3">措置</th> </tr> <tr> <th>措置1</th> <th>措置2</th> <th>措置3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑦ 放射性同位元素(汚染物質 含む。) 【放射性同位元素 等規制法】</td> <td style="text-align: center;">原子力 規制委員会</td> <td style="text-align: center;">第33 条第4 項</td> <td style="text-align: center;">同左</td> <td style="text-align: center;">同左</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑧ 毒薬及び劇薬 【医薬品、医療機器等の品 質、有効性及び安全性の確 保等に関する法律】</td> <td style="text-align: center;">厚生労働大臣 知事</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="5"> <p>備考</p> <p>(注2) ○は国民保護法第103条第3項、□は同法第106条(事業所 運搬に係る事実の発生の場合は国土交通大臣を追加)の規定によ って、(以下略)</p> </td> </tr> </tbody> </table>	物質の種類と対象範囲を示す法 律	措置命令者	措置			措置1	措置2	措置3	(略)					⑦ 放射性同位元素(汚染物質 含む。) 【放射性同位元素 等規制法】	原子力 規制委員会	第33 条第4 項	同左	同左	⑧ 毒薬及び劇薬 【医薬品、医療機器等の品 質、有効性及び安全性の確 保等に関する法律】	厚生労働大臣 知事	○	○	○	(略)					<p>備考</p> <p>(注2) ○は国民保護法第103条第3項、□は同法第106条(事業所 運搬に係る事実の発生の場合は国土交通大臣を追加)の規定によ って、(以下略)</p>					<p>p 90</p> <p>② 府計画との整合 府5.1修正 (放射性同位元素 等規制法) 2014法改正 薬事法→薬機法</p> <p>⑥過去変更漏れ 府26.11修正内 容の未反映</p>
物質の種類と対象範囲 を示す法律			措置命令者	措置																																																																
	措置1	措置2		措置3																																																																
(略)																																																																				
⑦ 放射性同位元素 (汚染物質含 む。) 【放射線障 害防止法】	原子力 規制委員会	第33 条第4 項	同左	同左																																																																
⑧ 毒薬及び劇薬 【薬事法】	厚生労働大臣 知事	○	○	○																																																																
(略)																																																																				
<p>備考</p> <p>(注2) ○は国民保護法第103条第3項、□は同法第106条の規定によって、(以下略)</p>																																																																				
物質の種類と対象範囲を示す法 律	措置命令者	措置																																																																		
		措置1	措置2	措置3																																																																
(略)																																																																				
⑦ 放射性同位元素(汚染物質 含む。) 【放射性同位元素 等規制法】	原子力 規制委員会	第33 条第4 項	同左	同左																																																																
⑧ 毒薬及び劇薬 【医薬品、医療機器等の品 質、有効性及び安全性の確 保等に関する法律】	厚生労働大臣 知事	○	○	○																																																																
(略)																																																																				
<p>備考</p> <p>(注2) ○は国民保護法第103条第3項、□は同法第106条(事業所 運搬に係る事実の発生の場合は国土交通大臣を追加)の規定によ って、(以下略)</p>																																																																				
<p>第2編 第4章</p> <p>第5節 保健福祉・衛生</p> <p>(略)</p> <p>また、市は、府と連携して、保健医療関係者による巡回健康相談等を実施し、必要に応じ、健康相談等窓口を設置する。</p>	<p>第2編 第4章</p> <p>第5節 保健福祉・衛生</p> <p>(略)</p> <p>また、市は府と連携して、保健医療関係者による巡回健康相談等を実施し、必要に応じ、健康相談等窓口を設置する。</p> <p>この際、感染症環境下で避難支援等を行う場合には、池田市地域防災計画に定める感染防止対策に準じた措置を行う。</p>	<p>p 94</p> <p>⑦ 重複表現の修正 コロナ対策の教 訓を反映</p>																																																																		

新旧対照表

現行(平成30年度変更)	改正案	備考
第2編 第4章 第5節 3 飲料水衛生確保対策 (3) (略) 府に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。	第2編 第4章 第5節 3 飲料水衛生確保対策 (3) (略) 大阪広域水道企業団 に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。	p 95 ③ 府の組織改編の反映
第2編 第5章 2 避難住民等の生活安定等 (1) 被災児童・生徒等に対する教育 市教育委員会は、府教育庁と連携し、被災した児童・生徒等に対する教育(以下略)	第2編 第5章 2 避難住民等の生活安定等 (1) 被災児童・生徒等に対する教育 市教育委員会は、 府教育委員会 と連携し、被災した児童・生徒等に対する教育(以下略)	p 100 ③ 府の組織改編の反映
第2編 第5章 2 避難住民等の生活安定等 (2) 公的徴収金の減免等 (略) 地方税(延滞金を含む。)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。	第2編 第5章 2 避難住民等の生活安定等 (2) 公的徴収金の減免等 (略) 地方税(延滞金を含む。)の徴収猶予及び減免の措置、 国民健康保険制度等における医療費負担の減免及び保険料の減免等の措置 を災害の状況に応じて実施する。	p 100 ⑥ 大阪府修正(H30)の反映漏れの是正 (基本指針修正の反映)
第2編 第5章 3 生活基盤等の確保 (1) 水の安定的な供給 (略) 大阪府と連携して必要な措置を講ずる。	第2編 第5章 3 生活基盤等の確保 (1) 水の安定的な供給 (略) 大阪広域水道企業団 と連携して必要な措置を講ずる。	p 100 ③ 府の組織改編の反映

新 旧 対 照 表

現行 (平成30年度変更)	改 正 案	備 考																																																																														
<p>第3編 第1章 第1節</p> <p>1 各部局における業務</p> <p>(2) 各部局個別事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">対策部名</th><th style="text-align: left;">担当部局</th><th style="text-align: left;">業 務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総括部</td><td>市長公室 総合政策部 福祉部</td><td></td></tr> <tr> <td>物資補給部</td><td>総合政策部 総務部 福祉部</td><td></td></tr> <tr> <td>応急対策部</td><td>都市建設部 公共施設管理公社</td><td></td></tr> <tr> <td>避難誘導部</td><td>子ども・健康部 総務部 市民生活部 福祉部</td><td></td></tr> <tr> <td>要支援者対策本部</td><td>福祉部 子ども・健康部</td><td></td></tr> <tr> <td>衛生対策部</td><td>市民生活部</td><td></td></tr> <tr> <td>環境対策部</td><td>環境部</td><td></td></tr> <tr> <td>給水対策部</td><td>上下水道部</td><td></td></tr> <tr> <td>医療対策部</td><td>病院事務局 子ども・健康部</td><td></td></tr> <tr> <td>避難所対策部</td><td>教育委員会管理部</td><td></td></tr> <tr> <td>児童・避難所管理 対策部</td><td>教育委員会教育部</td><td></td></tr> <tr> <td>消防対策部</td><td>消防本部 消防署 消防団</td><td></td></tr> </tbody> </table>	対策部名	担当部局	業 務	総括部	市長公室 総合政策部 福祉部		物資補給部	総合政策部 総務部 福祉部		応急対策部	都市建設部 公共施設管理公社		避難誘導部	子ども・健康部 総務部 市民生活部 福祉部		要支援者対策本部	福祉部 子ども・健康部		衛生対策部	市民生活部		環境対策部	環境部		給水対策部	上下水道部		医療対策部	病院事務局 子ども・健康部		避難所対策部	教育委員会管理部		児童・避難所管理 対策部	教育委員会教育部		消防対策部	消防本部 消防署 消防団		<p>第3編 第1章 第1節</p> <p>1 各部局における業務</p> <p>(2) 各部局個別事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">対策部名</th><th style="text-align: left;">担当部局</th><th style="text-align: left;">業 務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総括部</td><td>総合政策部 福祉部</td><td></td></tr> <tr> <td>物資補給部</td><td>総合政策部 総務部 福祉部</td><td></td></tr> <tr> <td>応急対策部</td><td>都市整備部</td><td></td></tr> <tr> <td>避難誘導部</td><td>子ども・健康部 総務部 市民活動部 福祉部</td><td></td></tr> <tr> <td>要支援者対策本部</td><td>福祉部 子ども・健康部</td><td></td></tr> <tr> <td>衛生対策部</td><td>市民活動部</td><td></td></tr> <tr> <td>環境対策部</td><td>まちづくり環境部</td><td></td></tr> <tr> <td>給水対策部</td><td>上下水道部</td><td></td></tr> <tr> <td>医療対策部</td><td>病院事務局 子ども・健康部</td><td></td></tr> <tr> <td>避難所対策部</td><td>教育委員会管理部</td><td></td></tr> <tr> <td>児童・避難所管理 対策部</td><td>教育委員会教育部</td><td></td></tr> <tr> <td>消防対策部</td><td>消防本部 消防署 消防団</td><td></td></tr> </tbody> </table>	対策部名	担当部局	業 務	総括部	総合政策部 福祉部		物資補給部	総合政策部 総務部 福祉部		応急対策部	都市整備部		避難誘導部	子ども・健康部 総務部 市民活動部 福祉部		要支援者対策本部	福祉部 子ども・健康部		衛生対策部	市民活動部		環境対策部	まちづくり環境部		給水対策部	上下水道部		医療対策部	病院事務局 子ども・健康部		避難所対策部	教育委員会管理部		児童・避難所管理 対策部	教育委員会教育部		消防対策部	消防本部 消防署 消防団		p 101 p 102 ④ 組織改編の 反映
対策部名	担当部局	業 務																																																																														
総括部	市長公室 総合政策部 福祉部																																																																															
物資補給部	総合政策部 総務部 福祉部																																																																															
応急対策部	都市建設部 公共施設管理公社																																																																															
避難誘導部	子ども・健康部 総務部 市民生活部 福祉部																																																																															
要支援者対策本部	福祉部 子ども・健康部																																																																															
衛生対策部	市民生活部																																																																															
環境対策部	環境部																																																																															
給水対策部	上下水道部																																																																															
医療対策部	病院事務局 子ども・健康部																																																																															
避難所対策部	教育委員会管理部																																																																															
児童・避難所管理 対策部	教育委員会教育部																																																																															
消防対策部	消防本部 消防署 消防団																																																																															
対策部名	担当部局	業 務																																																																														
総括部	総合政策部 福祉部																																																																															
物資補給部	総合政策部 総務部 福祉部																																																																															
応急対策部	都市整備部																																																																															
避難誘導部	子ども・健康部 総務部 市民活動部 福祉部																																																																															
要支援者対策本部	福祉部 子ども・健康部																																																																															
衛生対策部	市民活動部																																																																															
環境対策部	まちづくり環境部																																																																															
給水対策部	上下水道部																																																																															
医療対策部	病院事務局 子ども・健康部																																																																															
避難所対策部	教育委員会管理部																																																																															
児童・避難所管理 対策部	教育委員会教育部																																																																															
消防対策部	消防本部 消防署 消防団																																																																															
<p>第3編 第1章 第1節</p> <p>2 職員の配備態勢の整備</p> <p>(1) 24時間即応体制の確立</p> <p>(略) 速やかに市長及び市長公室長（危機管理課長）に連絡が取れる 24時間即応可能な体制を確保する。</p>	<p>第3編 第1章 第1節</p> <p>2 職員の配備態勢の整備</p> <p>(1) 24時間即応体制の確立</p> <p>(略) 速やかに市長及び総合政策部長（危機管理課長）に連絡が取れる 24時間即応可能な体制を確保する。</p>	p 103 ④ 組織改編の 反映																																																																														

新 旧 対 照 表

現行(平成30年度変更)	改 正 案	備 考
第3編 第1章 第2節 3 他の市町村との連携 (3) 消防機関の連携体制の整備 市は、消防活動が円滑に行われるよう、近隣市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うことなどにより、消防機関相互の連携を図る。	第3編 第1章 第2節 3 他の市町村との連携 (3) 消防機関の連携体制の整備 市は、 令和6年4月から共同運用している北大阪消防指令センター(豊中市、吹田市、池田市、箕面市及び摂津市) の枠組みを有効に活用するとともに、消防相互応援協定に基づき近隣市町の消防機関と緊密な連携を維持する。	p 106 ④ 消防通信指令に関する事務の共同運用開始を反映
第3編 第1章 第3節 2 市職員に対する研修 市長公室危機管理課と人事課は連携し、国民保護関係の研修を行うとともに、各部局においても、本計画に盛り込まれた措置が円滑に実施できるよう研修を行う。(以下略)	第3編 第1章 第3節 2 市職員に対する研修 総合政策部 危機管理課と 総務部 人事課は連携し、国民保護関係の研修を行うとともに、各部局においても、本計画に盛り込まれた措置が円滑に実施できるよう研修を行う。(以下略)	p 107 ④ 組織改編の反映
第3編 第2章 第1節 2 警報の伝達・通知 (3) 伝達ルートの確保 (略) 福祉・医療関係者や、自治会、自主防災組織等の地域住民組織、国際交流関係団体等との協力体制を整備し、(以下略)	第3編 第2章 第1節 2 警報の伝達・通知 (3) 伝達ルートの確保 (略) 福祉・医療関係者や、 自治会等 、自主防災組織等の地域住民組織、国際交流関係団体等との協力体制を整備し、(以下略)	p 112 ⑦ 正確な用語の使用
第4編 第3章 第2節 2 損害補償 市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受け協力をした者 及び要請に応じ又は指示に従って医療を行う医療関係者が そのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。	第4編 第3章 第2節 2 損害補償 市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受け協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。	p 123 ⑦ H19.4府改正時に本市に該当しない部分を誤って追記